

ぞんじ
ご存知ですか？
せいねんこうけんせいど
成年後見制度



社会福祉法人 町田市社会福祉協議会

福祉サポートまちだ

電話 042-720-9461 (直通)

FAX 042-725-1284



オンライン相談受付中
QRコードからの
お申し込みはこちら



せいねん こうけん せいど 成年後見制度とは？

せいねんこうけんせいど はんだんのうりよく ていか こうれいしゃ ちてきしょう しゃ せいしん
成年後見制度とは、判断能力が低下した高齢者、知的障がい者、精神
しょう しゃ かた い か ほんにん ざいさんかん り けいやく ほ じょ だいいり
障がい者などの方（以下「本人」）の財産管理や契約を補助したり代理
する人（後見人等）を選（えら）ぶことで、本人（ほんにん）を法的（ほうりつてき）に支援（しえん）する制度（せいど）です。

こうけん にん とう し ごと ない よう 後見人等の仕事の内容は？

ほん にん ざいさん かん り ■本人の財産の管理

ほんにん かね かん り ふ どうさん しょぶん そうぞく て つづ じゅうよう しょうひ けいやく
本人のお金の管理、不動産の処分、相続の手続き、重要な消費契約、
あくしつ けいやく と け
悪質な契約の取り消しなど

ほん にん せいかつ はい りよ しんじょう ほ ご ■本人の生活への配慮（身上保護）

ふく し り よう けいやく びょういん しせつ はい で さい て つづ
福祉サービス利用の契約、病院や施設へ入（出る）際の手続きや
し はら
支払いなど

か ていさいばんしょ ほうこく ■家庭裁判所への報告

ほんにん じょうきよう こうけんぎょうむ かていさいばんしょ ほうこく げんそくねん かい
本人の状況や後見業務について家庭裁判所へ報告する（原則年1回）

こうけん にん とう ほんにん ざいさん てきせつ い じ かん り
♣後見人等は、本人の財産を適切に維持管理しなければなりません。

た にん ざいさん あず かん り いしき も
あくまで「他人の財産を預かって管理している」という意識（いしき）を持って、
こうけん にん とう し ごと と く たいせつ
後見人等の仕事に取り組むことが大切です。



成年後見制度には

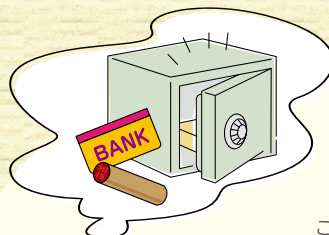
「法定後見制度」と「任意後見制度」 があります。

- 父の定期預金が解約できなくて
銀行から制度の利用を勧められた。



- 障がいのある子がいる。
将来、子どもの世話が
できなくなったときの
ことが心配。

- 施設入所のため持家を売却する
必要があるけれど、本人は認知
症で手続きができない。



- 子どもがいないので、
いざというときに
備えて信頼できる人に
財産管理などを
お願いしたい。

たとえば
このようなことが
あったら…

本人の判断能力が低下した場合

法定後見制度
(P 4・5)

本人の判断能力が十分にある場合

任意後見制度
(P 6・7)

●法定後見制度



ほんにん はんだんのうりよく てい か ば あい はいぐうしゃ
本人の判断能力がすでに低下している場合、配偶者、
よんしんとうない しんぞく か ていさいばんしよ もう た
四親等内の親族などから家庭裁判所へ申し立てをします。
こうけんにとん こうほ しゃ あ さいしゅうてき
後見人等の候補者を挙げることができますが、最終的に
か ていさいばんしよ しんぱん えら
は家庭裁判所の審判により選ばれます。

ほんにん はんだんのうりよく おう るいけい ほ じよ ほ さ こうけん わ
本人の判断能力に応じて、3つの類型【補助・保佐・後見】に分けられます。
ほじよにん ほさにん せいねんこうけんにとん こうけんにとん よ
※補助人・保佐人・成年後見人を「後見人等」と呼びます。

▶法定後見制度のながれ

ぜんたい やく わり げつ い ない けつてい
全体で約9割が4か月以内で決定し

1

もう た じゅん び 申し立ての準備

もうしたてしよ しよ るい
申立書などの書類
さく せい ひつよう しよ るい
作成や必要書類を
じゅん び
準備します。

い し せい ねん こう
医師による成年後
けん もう た
見申し立てのため
しん だん う
の診断を受けます。

2

もう た 申し立て

もうしたてにんほんにんじゅうしよ
申立人が本人の住所
ちかんかつか ていさい
地を管轄する家庭裁
ばんしよもう た
判所に申し立てをし
ます。

ポイント!

まち だ しほんにんじゅうみんひょう
町田市に本人の住民票
ば あい とうきようか てい
がある場合は、東京家庭
さいばんしよたちかわ し ぶ かんかつ
裁判所立川支部が管轄
もうしたてしよ るい そろ
です。申立書類が揃った
あと か ていさいばんしよ でん わ
後、家庭裁判所に電話
めん せつ よ やく
で面接の予約をして、
しよ るい ていしゅつ
書類を提出します。

3

しん り 審理 しん ぱん て つづ 審判の手続き

か てい さいばん しよ ちょうさ かん
家庭裁判所の調査官が
もうしたてにん こう けん にん とう こう ほ
申立人、後見人等候補
しゃほんにんめん せつ
者、本人などに面接を
おこな じ じょう うかが
行い事情を伺います。
こう けん とう かい し
後見等を開始するか
どうかや後見人等を誰
か ていさい ばん しよ
にするか家庭裁判所が
はんだん
判断します。

ポイント!

ほんにん はんだんのうりよく
本人の判断能力について
かんてい おこな
鑑定を行うことがあります。

法定後見制度の3種類

	補 助	保 佐	後 見
成年後見用診断書・鑑定の可否	成年後見用診断書	成年後見用診断書・鑑定	
本人の状況（例）	預貯金や不動産などの管理が一人でできるかどうか心配なので、代理してもらったり同意してもらう方が確実だ。	日々の買い物はひとりでできるが、預貯金の管理や不動産の処分などの手続きはできないので代理で行ってもらいたい。	日々の買い物が適切にできない。また預貯金の管理や不動産の処分などの手続きもできないので、代理で行う必要がある。
申立人 (家庭裁判所への申立権者)	本人・配偶者・四親等内の親族・町田市長など		
本人の同意	必要 ※申し立て、代理権や取消権の 設定すべてに同意が必要	不要 ※代理権設定には同意が必要	不要

ています。

4

審判・通知

申し立てについて、
本人や申立人、成年
後見人等に審判の
結果が通知されます。

5

成年後見登記

後見人等の権限や内
容は法務局に登録さ
れます。
後見人等の証明書→
登記事項証明書の取得

6

開始 家庭裁判所へ報告

後見人等による後見
業務が開始されます。
財産目録、年間収支
予定表（初回報告）
の提出を行います。

ポイント!

後見人等を監督する後見監督人が選任されることがあります。また、日常的な支払いに必要な金銭を預貯金として後見人等が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行などに信託する「後見制度支援信託」や都市銀行等の後見制度支援預金口座を開設し管理する「後見制度支援預金」が適用される場合があります。

その後は本人の状況
や後見業務について
家庭裁判所へ報告し
ます。（原則年1回）

●任意後見制度

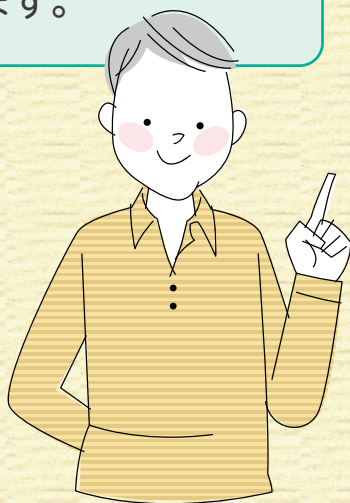


本人の判断能力が十分なうちに、将来の判断能力の低下に備えて、
あらかじめ任意後見受任者※(任意後見人)を選任し、公正証書で契約を結びます。
判断能力が低下し、任意後見監督人選任の申し立てを行うと、任意後見受任者
は任意後見人となり、監督人のもと本人の意思にしたがった適切な援助を行います。

※任意後見受任者とは…
公正証書による任意後見契約を行う時点では
任意後見人を「任意後見受任者」と呼びます。

▶任意後見制度のながれ

判断能力が十分な
うちに、誰(任意
後見人)にどのよ
うなことを頼みた
いかを考えておき
ます。



1

契約・登記

将来判断能力が低下
したとき、どのよう
なことを頼みたいか
決め、本人と任意後
見受任者で公正役場
に行きます。公正証
書により手続きをし、
法務局に登録します。

判断能力はあるけれど、
身体の調子が悪く外出
できない…
・見守り契約
・財産管理等委任契約
など
必要に応じて本人が別途
契約することもできます。

判断能力が十分ある(元気なとき)

★契約内容の例

- ・福祉サービス利用契約や福祉関係施設への入所手続きに関すること
- ・金融機関のすべての取引に関すること
- ・不動産の保存、管理および処分に関すること
- ・任意後見人の報酬額に関すること



★任意後見監督人とは

任意後見監督人は、任意後見人が契約の内容どおり適正に仕事をしているか、

任意後見人から財産目録などを提出させるなどして監督する人をいいます。

任意後見監督人は、その仕事の内容から、利害関係のない公正な第三者（弁護士、司法書士などの専門職）が選ばれます。

2

任意後見監督人の選任の申し立て

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者等が、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に任意後見監督人選任の申し立てを行います。

3

審理・選任

審理などの手続きが行われ、任意後見監督人が選任されます。任意後見人受任者は任意後見人となります。

4

開始

任意後見監督人のもと、任意後見人が契約内容に基づいた適切な援助を行います。

判断能力が低下したとき

せい ねん こう けん せい ど 成年後見制度 Q & A

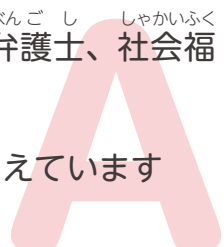


Q 1

こう けん にん とう ひと
後見人等にはどういう人になるの？

しんぞく はいぐうしゃ こ きょうだいしまい おや し ほうしょ し べんご し しゃかいふく
親族（配偶者、子どもや兄弟姉妹、親など）のほか、司法書士、弁護士、社会福
し し だいさんしゃ こうけんにとんう せんにな
祉士などの第三者が後見人等に選任されています。

けんしゅう う いっぱん し みる し みるこうけんにな せんにな ふ
また、研修を受けた一般市民（市民後見人）が選任されることも増えています
さいこうさいばんしよ じ むそうきよくかていきよくしりよう
（最高裁判所事務総局家庭局資料より）。



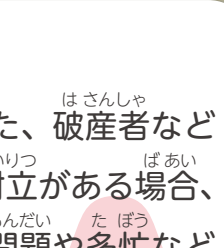
Q 2

こう けん にん とう だれ
後見人等には誰でもなれるの？

ほうていこうけんせいど ば あい もっと てきにん おも かた せんにな
法定後見制度の場合、最も適任と思われる方が選任されます。

ほんにな たい そしやう いぜん こうけんにとんう かいにな はさんしゃ
本人に対して訴訟をしたことがある、以前に後見人等を解任された、破産者など
いってい じゆう がいとん ひと こうけんにとんう しんぞくかん いけん たいりつ ばあい
一定の事由に該当する人は後見人等になれません。親族間に意見の対立がある場合、
ほんにな りゅうどうしさん がく しゅるい おお ばあい こうけんにとんうこう ほしや けんこうじやう もんだい た ぼう
本人の流動資産の額や種類が多い場合、後見人等候補者が健康上の問題や多忙など
てきせい じ むすいこう むずか おも ばあい こう ほしや いがい かた せんにな
で適正な事務遂行が難しいと思われる場合などは、候補者以外の方が選任されたり、
せいねんこうけんかんとくにな せんにな
成年後見監督人が選任されることがあります。

こうけんせい ど し えんしんたく てきやう ばあい べんご し しほうしよ し せんもんしよく
また、後見制度支援信託が適用された場合は、弁護士、司法書士などの専門職が
せんにな せんもんしよく くわ しんぞく あわ こうけんにとんう せんにな
選任されます（専門職に加えて親族が併せて後見人等に選任されることもあります）。
にん い こうけんせい ど ばあい せいじん だれ しんらい ひと にん い こうけんにな
任意後見制度の場合、成人であれば、誰でもあなたの信頼できる人を任意後見人に
することができます。

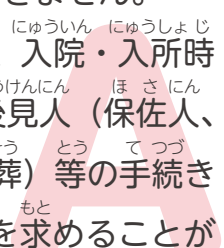
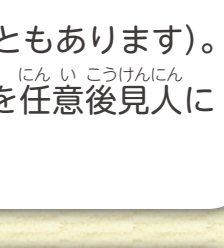


Q 3

こう けん にん とう
後見人等にできないことは？

ゆいごん こんいん り こん ようし えんぐみ つうじやうほんにな おこな こうい
遺言、婚姻、離婚、養子縁組などの通常本人しか行えない行為はできません。

しゅじゅつ えんめい ちりやう いりやうこうい どう い しょくじ せ わ じっさい かい ご にゅういん にゅうしよじ
手術や延命治療などの医療行為の同意、食事の世話や実際の介護、入院・入所時
み もとひきうけにな ほしやうにな こうけんにとんう しょくむ せいねんこうけんにな ほ きん
の身元引受人や保証人なども後見人等の職務ではありません。成年後見人（保佐人、
ほ じよにな のぞ ほんにな し ぼう ほんにな いたい かそうまた まいそう ど そう どう てつづ
補助人を除く。）は、本人が死亡し、本人の遺体の火葬又は埋葬（土葬）等の手続き
そうぞくにな か おこな ひつやう しょう か ていさいばんしよ きよ か もと
を相続人に替わって行う必要が生じたときには、家庭裁判所へ許可を求めることが
ひつやう しんぞくこうけんにとんう しんぞく たち ば おこな もんだい
必要です。これらは、親族後見人等が親族の立場で行うことは問題ありません。





Q 4

て つづ ひ よう
手続き費用はいくらかかるの？

ほうていこうけんせい ど ばあい しょうい じゅうみんひょう こせきとうほん せいねんこうけんようしんだんしょ と
法定後見制度の場合、書類（住民票、戸籍謄本、成年後見用診断書など）を取り
よ せけるのに約1万円、家庭裁判所へ提出する印紙、郵便切手に約1万円、鑑定費用（鑑
てい しょうりやく ばあい やく まんえん まんえん
定は省略の場合あり）に約5万円～10万円くらいかかります。

にん い こうけんせい ど ばあい こうせいしょうしよさくせい やく まんえん にん い こうけんかんとうにん せんにんもう た
任意後見制度の場合、公正証書作成に約2～3万円、任意後見監督人選任申し立
てに約2万円かかります。いずれも、後見人等への報酬は含みません。



Q 5

こうけん にん とう き
後見人等が決まるまでの期間は？

か ていさいばんしよ もう た やく わり げつ い ない げつ こ げつ い
家庭裁判所に申し立てをしてから、約5割は1か月以内、1か月を超え2か月以
ない やく わり ぜんたい やく わり げつ い ない けってい さいこうさいばんしよ じ むそうきよくか
内が約3割、全体で約9割が4か月以内で決定しています。（最高裁判所事務総局家
ていきょくしりよう
庭局資料より）



Q 6

こうけん にん とう ほうしゅう ひつよう
後見人等がついたら報酬が必要なの？

だいさんしゃこうけん にん とう せんもんしよく しみんこうけん にん とう かぎ こうけん にん とう はたら き かん
第三者後見人等（専門職や市民後見人等）に限らず、後見人等は、働いた期間やその
ないよう ほんにん ざいさんとう か ていさいばんしよ ほうこく ほうしゅう う もう た
内容、本人の財産等を家庭裁判所へ報告し、報酬を受けるための申し立てをすること
か ていさいばんしよ けってい ほうしゅうがく ほんにん ざいさん う と
で、家庭裁判所が決定した報酬額を本人の財産から受け取ることができます。この
よう て つづ ほうしゅう う と
様な手続きをせずに、報酬を受け取ることはできません。



Q 7

こうけん にん とう にん き
後見人等の任期は？

ほんにん はんだんのうりよく かいふく こうけん にん とう ひつよう ば あい しゅうりよう
本人の判断能力が回復し、後見人等がなくなつた場合には終了しますが、
つうじよう ほんにん な こうけん にん とう せきにん お
通常は本人が亡くなるまで後見人等として責任を負うことになります。

もう た とうしよ もくてき い さんぶんかつ しせつにゅうしよけいやく は
申し立てのきっかけとなつた当初の目的（遺産分割、施設入所契約など）を果た
したら終わりというものではありません。



Q 8

市民後見人はどんな人？

町田市では、本人と同じ地域の住民として、市民感覚・市民目線を大切にし、本人の気持ちに寄り添いながら、本人の立場に立った、きめ細かな後見活動を行う市民を「市民後見人」と定めています。

町田市市民後見人育成研修課程を受講修了し、選考審査に合格すると「町田市市民後見人候補登録者」となります。その後、家庭裁判所に後見人候補者として申し立てを行い、選任されることで、市民後見人としての活動がスタートします。現在、主婦の方、現役でお仕事をされている方、定年退職し地域で活動されている方など様々な方が、「市民後見人」として登録されています。



Q 9

市民後見人はどういう人の後見人等になるの？

市民後見人の方が受任する際には、町田市の成年後見制度に見識のある専門家の方々にアドバイスを頂きながら、市民後見人としての役割が十分に発揮できるかどうかを検討し、手続きを進めています。

例えば、市内で生活をしており、親族間のトラブルや多額の資産・借金がなく、身上保護（各種サービス契約や見守り等）の支援を必要としている様な方は市民後見人らしい本人に寄り添った後見業務ができるのではないかと考えています。

「福祉サポートまちだ」は町田市の成年後見制度中核機関です

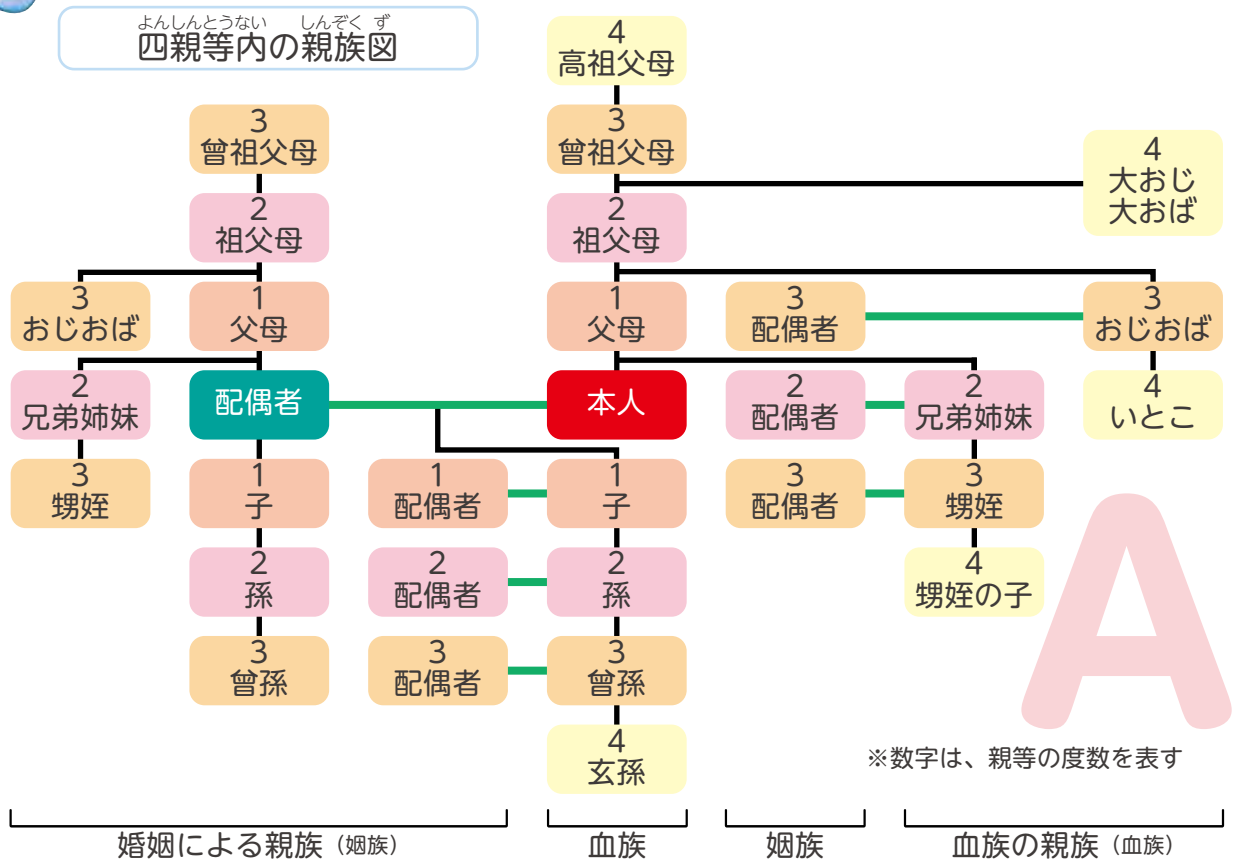
「福祉サポートまちだ」は、平成29年に閣議決定された国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、町田市からの委託により設置された中核機関です。

判断能力の低下した本人が、介護や福祉等の社会サービスの契約、財産管理などを本人の意思に基づき適切に利用するためには、社会全体で支え合う仕組み（地域連携ネットワーク）が必要です。

中核機関は、地域連携ネットワーク作りを通じて、権利擁護支援に関する、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援等の機能強化に向け、働きかけを行います。



Q10 よんしんとうない しんぞく ぐ たいてき はん い 四親等内の親族の具体的な範囲は？



～ 親族後見人の皆様へご案内 ～

福祉サポートまちだでは、親族後見人の方からの相談を受け付けています。
後見業務に関する相談、家庭裁判所への報告書類の確認、親族後見人連絡会の
開催、弁護士による法律相談会等を通して、親族後見人の皆様に支援しています。
後見業務を行うなかで生じた心配ごとや不明な点等、まずは「福祉サポート
まちだ」までご相談ください。

▶ あなたも市民後見人を目指しませんか？

町田市では、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域社会の
実現を目指しています。成年後見制度の推進機関である「福祉サポートまちだ」
では、認知症や精神・知的障がい等により判断能力が十分でない方が、成年後見
制度を適切に利用できるよう支援することと併せて、地域住民が成年後見制度
の新たな担い手として活躍することを目指し、市民後見人の育成研修実施から
受任後の支援にも取り組んでいます。市民後見人育成研修への皆様のご参加を
お待ちしております。市民後見人や育成研修への疑問・質問などお気軽にお問い合わせ
合わせください。(成年後見制度推進機関業務は町田市からの受託事業です。)

福祉サポートまちだ

福祉サポートまちだでは、成年後見制度に関するお問い合わせ・ご相談をお受けします。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

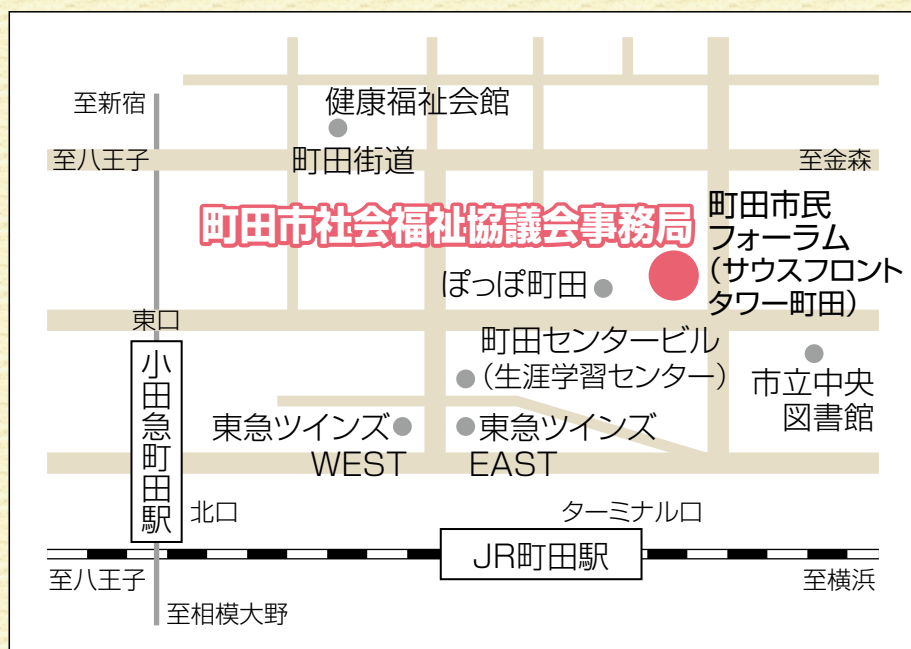


電話 042-720-9461 (直通)
FAX 042-725-1284

月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
※来所を希望される方は事前にご予約をお願いします
オンラインでも相談可能です



オンライン相談受付中
QRコードからの
お申し込みはこちら



社会福祉法人 町田市社会福祉協議会

〒194-0013 町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム4階

TEL 042-722-4898(代) FAX 042-723-4281

ホームページ <https://www.machida-shakyo.or.jp/>

成年後見制度利用支援事業

- 四親等内の親族がいないなどの事情がある方は、町田市長が申し立てをしています。
 - 申し立て費用や後見人等報酬を負担することが困難な方については、助成を実施しています。
- 要件など詳しくは町田市福祉総務課 (042-724-2537) にお問い合わせください。

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/kurashisoudan/seinen.html>

町田市受託事業